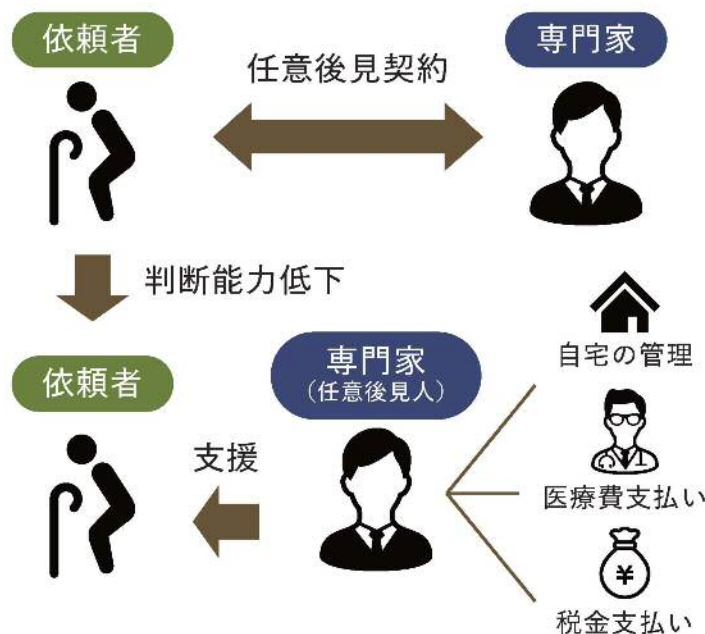


任意後見契約と死後事務委任契約

任意後見契約とは？

判断能力が衰えてきたときに備えて、自分自身で信頼できる人を選び、お金の管理や施設入居の契約手続きなど将来支援してもらいたい内容を決め、将来の約束をしておく契約のことを言います。

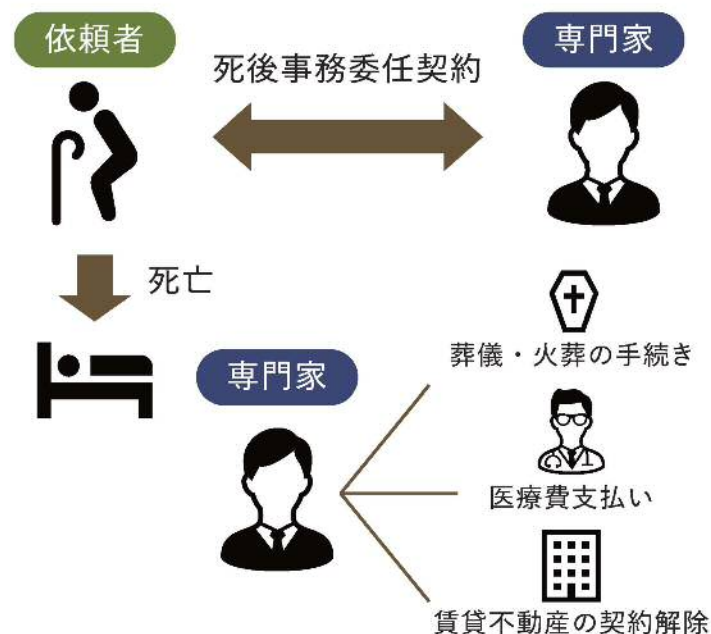


具体的な支援内容

自宅等の不動産の管理／預貯金、有価証券の管理／税金や公共料金の支払い／生活費の送金／医療費用、介護費用等の支払い／介護認定等の申請、施設入所手続き 等

死後事務委任契約とは？

死後に備えて、自分自身で信頼できる人を選び、葬儀・火葬に関する手続きや病院・介護施設の未払料金の精算など支援してもらいたい死後事務の内容を決め、将来の約束をしておく契約のことを言います。



具体的な支援内容

葬儀・火葬に関する手続き／供養に関する手続き／医療費の支払い／老人ホーム等の施設利用料の支払い／賃貸不動産の契約解除・明渡し／行政機関への届出 等